
山新クレジットポイント利用規約

第1条（制定の目的）

本規約は株式会社ジャックス（以下「当社」といいます。）が株式会社山新（以下「山新」といいます。）と提携して発行する「山新カスタマークラブクレジットカード」または「山新カスタマークラブ収穫クレジットカード」（以下総称して「本カード」といいます。）のカードショッピング利用代金に応じ、当社が本カード会員（以下「本会員」といい、本会員が指定した家族を当社と山新が認めた方は「家族会員」といいます。また本会員と家族会員を総称して、「会員」といいます。）に対し提供するポイントサービス（以下「本ポイントサービス」といいます。）について定めたものです。

第2条（本ポイントサービスの概要）

1. 本ポイントサービスは、会員が本カードを利用して決済したカードショッピング利用代金（以下「カード利用代金」といいます。）に応じてポイントを付与する制度です。
2. 本ポイントは所定の約定支払確定後に本会員に付与し、当該ポイントは毎月末日迄に山新ポイントに自動的に移行追加することとします。なお、山新ポイントの運営管理は山新が行います。
3. 会員が本カードを利用したことによるポイントの付与は「本ポイント」のみとし、当社が別に提供するポイントプログラムの提供を受けることができません。
4. 会員が「本ポイント」以外に当社が別に提供するポイントプログラムの提供を受けている場合であっても、当該ポイント間のポイント付替、合算などはできません。

第3条（本ポイントの付与方法）

1. 当社は、新規カード利用代金に応じて、山新でのご利用の場合は100円（消費税を含みます。）につき、1ポイントを付与するものとします。（ただし、100円未満は切り捨てとします。）山新オンラインショップ等、山新以外でのご利用の場合は200円（消費税を含みます。）につき1ポイントを付与するものとします。（ただし、200円未満は切り捨てとします。）
2. 当社は、本会員に対して付与するポイント数等を、当該会員に対して連絡するご利用代金明細書または「インターコムクラブのご利用代金明細照会」（以下、これらを総称して「ご利用代金明細等」といいます。）により通知するものとします。

第4条（ポイント付与の対象外取引）

次の各号に定める代金については、本ポイント付与の対象外とします。

- （1）カードキャッシングの利用代金および手数料。
- （2）分割払い・リボルビング払いの手数料。
- （3）年会費等の費用。
- （4）本カード再発行等に関する手数料。
- （5）本カード以外でのカードショッピングまたは現金によるお支払の場合。
- （6）E d y、n a n a c o等の電子マネー各チャージ利用代金。
- （7）会員が当社所定の約定支払額確定日前に支払ったカードショッピング利用代金。
- （8）本カードの利用代金が第3条第1項に記載の金額に満たない場合。ご利用金額を上回る場合でも、端数金額は本ポイント付与の対象外となります。
- （9）（1）～（8）のほか、当社は特定のカードショッピング利用代金または特定の加盟店でのカードショッピング利用代金を本ポイント付与の対象外として定めることができるものとします。

第5条（本ポイントの付与条件）

本ポイントサービスは、以下の条件を満たしている場合にのみ行われるものとします。

- (1) 当社が山新にポイント数を通知する時点で、会員が本カードの会員資格を有していること。
- (2) 当社が山新にポイント数を通知する時点で、会員が山新カスタマークラブ会員資格を有していること。

第6条 (返品、キャンセル、利用金額変更等の場合)

本ポイントの付与の対象となるカードショッピング利用に、返品、キャンセル、利用代金の変更等があった場合、原則として当該利用に対して付与する本ポイントは取消、減算、または加算されます。

第7条 (公租公課)

本ポイントサービスにより還元を受けた商品について公租公課が課せられる場合は、会員が当該公租公課を負担するものとします。

第8条 (権利の喪失およびサービスの停止等)

1. 会員が、次のいずれかに該当したときは、理由の如何を問わず、当社は会員に通知することなくポイント付与を停止し、会員は当該事由発生前に付与されたポイントを含め本ポイントサービスの提供を受ける資格を喪失するものとします。
 - (1) 会員が本カードの会員資格を喪失した場合。
 - (2) 会員が山新カスタマークラブ会員資格を喪失した場合。
2. 当社は、当社に対する支払債務を延滞した会員に対し、何らの通知をなくして本ポイントの付与等のサービスを停止することができるものとします。

第9条 (権利の譲渡)

本会員は、理由の如何を問わず、本ポイントサービスにおける権利を他人に貸与・譲渡・担保提供し、または相続させることはできません。

第10条 (本ポイントサービスに関する疑義等)

本ポイントの有効性、ポイント付与数、本ポイント付与資格に関する疑義、その他本ポイントサービスの運営に関して生じる疑義は、当社において決定し、会員はその決定に従うものとします。

第11条 (変更・停止・終了等)

1. 当社は、予告なしに本ポイントサービスの内容を変更、または中止もしくは終了することができるものとし、会員はあらかじめその旨を承認するものとします。
2. 前項により会員に生じた損害については、山新及び当社は一切の責任を負わないものとします。

第12条 (適用)

本ポイントサービスの規約に定めない事項については、ジャックスカード会員規約によるものとします。

第13条 (準拠法)

本ポイントサービスの内容に関する準拠法は全て日本法が適用されるものとします。

山新カスタマークラブ会員規約

第1条 (会員資格)

1. 本会員とは本規約及び「山新カスタマークラブクレジット」または「山新カスタマークラブ収穫クレジット」の会員特約及びジャックスカード会員規約を承諾の上、株式会社ジャックス (以下「当社」といいます。) 及び株式会社山新 (以下「山新」といいます。) に入会され、当社及び山新が認めた方をいいます。
2. 家族会員 (以下本会員と家族会員を総称して「会員」といいます。) とは、本会員が指定した家族で当社と山新が認めた方をいいます。

第2条（カードの貸与・利用等）

1. 当社は、山新カスタマークラブカードの機能を有した「山新カスタマークラブクレジットカード」または「山新カスタマークラブ収穫クレジットカード」（以下総称して「本カード」といいます。）を会員に発行します。
2. 前項のうち、本会員に発行した本カードを「本会員カード」、家族会員に発行した本カードを「家族会員カード」といいます。
3. 本カードは会員のみが利用できるものとし、他人への貸与、複製、譲渡、担保設定し、または相続させることはできません。

第3条（ポイントサービス）

1. 会員は、山新にて本カードを提示することにより、ポイント加算及び随時定める会員特典を受けることができます。
2. ご利用の際には、お買物のご精算前にレジにて本カードをご提示ください。本カードをお忘れの場合は、ポイントの事後加算が記載されたレシートを発行いたします。レシート発行日の翌月同日付までに、レシートと本カードを発行店舗へお持ちください。
3. ポイント対象商品のお買上げ金額に応じ、100円（消費税抜）毎に1ポイントを加算します。
 - （1）100円未満の端数は、ポイント加算致しません。
 - （2）フロアごとのご精算など別会計の合算によるポイント加算はいたしません。
 - （3）本会員カードのポイントと家族会員カードのポイントは合算されます。
 - （4）複数枚のカードによるポイントの合算はできません。（但し前項を除く）
4. 加算したポイントは、1ポイント＝1円として、1ポイントからお買物にご利用いただけます。尚、ご利用いただいたポイントはそれまでに加算されたポイント（以下「累積ポイント」といいます。）から差し引きます。
 - （1）ポイントと現金の引き換えはできません。
 - （2）ポイントのご利用は次回のお買物からとさせていただきます。またポイントご利用にはお釣銭はお渡しできません。
 - （3）ポイントの残高は、レジ精算時にお渡しするレシートに記載します。
5. 店舗以外でのご精算（配送にともなう商品引渡し時の代金引換など）によるポイントの加算は、本カード、ポイント引換券および残金領収証をご持参の上、ご来店いただいた際にお付けさせていただきます。
6. ポイントは現金・クレジットカード・ショッピングクレジット・JCBギフトカード・VJAギフトカード・山新友の会買物券によるお買上げに付与いたします。
7. お買上げ商品を返品される場合は、お買上げレシートと本カードをご提示の上、お申し出ください。
 - （1）返品相当額の加算されたポイントを差し引きさせていただきます。
 - （2）カードの提示が無い場合は、現金（1ポイント1円）にてのご精算でも承ります。
 - （3）ポイント利用後に返品される場合は、ご利用ポイント相当額をご請求させていただきます。
 - （4）ポイントがマイナスになる場合には、現金（1ポイント1円）にてご精算させていただきます。
8. 天災またはコンピューターシステム障害等により、本カードのご利用およびポイント加算ができない場合がありますので、あらかじめご了承ください。

第4条（紛失・盗難・破損等）

本カードの盗難、紛失その他によりポイントが第三者に使用された場合、会員に損害が発生しても、山新及び当社は一切の責任を負わないものとします。

第5条（再発行）

本カードを再発行等した場合、再発行前の累積ポイントは原則として引き継ぎ有効とするものとします。

第6条（会員資格の喪失およびポイント）

1. 本カードに蓄積されているポイントは、最終ご利用日2年間ご利用が無い場合、無効になります。尚、無効の通知はいたしません。
2. 本カードの不正使用および本規約・「山新カスタマークラブクレジット」「山新カスタマークラブ収穫クレジット」会員特約及びジャックスカード会員規約違反が認められた場合には会員資格を喪失します。この場合、累積ポイント等は無効となります。

第7条（変更・廃止等）

1. 山新は会員にあらかじめ通知することなく、本規約ならびに会員特典等を追加・削除変更または廃止することができるものとし、会員はあらかじめその旨を承認するものとします。最新の規約は、山新ホームページをご確認ください。
2. 前項により会員に生じた損害については、山新及び当社は一切の責任を負わないものとします。